



4月から 役場の組織が 一部変わります



企画課
政策企画担当
内2215・2216

町では、行政改革の一環として、人口の増加や多様化する行政需要に柔軟に対応できる機能的、効率的な組織とするために、4月1日から町の組織を改正します。

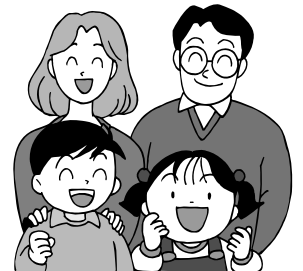
今回の組織改正は、「保健・医療・福祉」部門の再編が柱となっており、皆様に身近に接する機会が多い住民窓口の充実をはじめ、業務の改善に取り組み、サービスの向上を図るため、新たに2課を次のとおり設置します。

新設となる課

・保険医療課
住民課で行っている国民健康保険や国民年金に関する業務、福祉課の後期高齢者医療制度に関する業務や子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費助成に関する業務を統合し、保険・医療部門の窓口を一本化します。

・健康増進課
福祉課の出先機関として保健センターで行っている母子健康手帳の交付、予防接種、がん検診、母子・成人保健に関する業務を所管するほか、町民の健康施策の強化を図ります。なお、保健センターは、今回の改正により福祉課から健康増進課の出先機関に変更となります。

旧		新	
住民課	国民健康保険係 国民年金係	統合	保険医療課 (東庁舎1階)
福祉課	医療係		
	保健センター (総合センター内)	新設	健康増進課 (総合センター内)
			健康管理係 保健予防係 (保健センター)



上記以外の住民課や福祉課の係は現状のまま残ります。

統一地方 選挙



任期満了による県議会議員一般選挙と町議会議員一般選挙が次の日程で行われます。

県議会議員選挙

投票日 4月10日(日)

町議会議員選挙

投票日 4月24日(日)

なお、開票は即日開票で行います。

町議会議員選挙の
立候補予定者説明会

町議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 3月25日(金)14時
場所 役場
3階第1会議室

立候補を予定される方は、総括主宰者、出納責任者を同伴のうえ出席してください。

選挙に関するお問い合わせは、町選挙管理委員会 ☎721111へ

救急車の適正利用 にご協力ください



救急車は、事故や病気などで緊急に病院へ搬送する必要がある場合に利用するものです。最近、軽い症状でも救急車を利用する人が増えていきます。

これは、事故によるだけかの人や、急病などで緊急に病

院へ搬送する必要がある人への救急車の到着を遅らせることとなります。

救急車を呼ぶ前に、自家用車やタクシーの利用ができれば検討してみてください。

なお、どこの病院に行ったらよいかわからない場合は、埼玉県救急医療情報センター(☎048-824-419)で24時間医療機関案内を行っています(歯科および精神科を除く)。または、最寄りの消防署へお問い合わせください。

消防署 ☎722-8111

春季全国火災予防運動（3月1日～7日）

「消したかな」あなたを守る合言葉

（全国統一防火標語）

火災から尊い命を守ろう

住宅防火対策を進めよう



防火・喫煙マナーを
実践しよう



平成22年11月末までの県内のたばこによる火災は、前年より43件増加の231件発生しています。

たばこは火種が小さいため、つい、不注意になりがちですが、燃焼を継続する力が強く、時間の経過とともに火災になるケースが多くなっています。このため、寝たばこで火種が落下した場合、寝込んだ後に火災になり、枕元で発生した煙を吸って一酸化炭素中毒で命を落とすケースが少なくありません。

また、たばこの火を放置したり、消えていると思ってゴミ箱に捨ててしまい火災となることもあります。たとえ、きちんと灰皿のある場所喫煙していたとしても、消えたかどうか確認を怠ってしまつと結果として命を失う火災に至ります。

住まいの防火・喫煙マナーを実践して、たばこを原因とする火災の発生を防止しましょう。

住まいの防火・喫煙マナー

寝たばこはしない、させない
特に飲酒をしての寝たばこは危険です。

火種の落下に気をつけよう
「歩きながら」、「作業しながら」の喫煙は危険です。

吸殻は確実に始末しよう
灰皿に吸殻をためておかない。吸殻は水につけ、確実に消火してから捨てる。就寝前

や外出時には、喫煙した場所を必ず確認する。
防災品を使って、火災に強

防災品を使って、火災に強

環境をつくろう

パジャマ等の衣類、ふとんやシーツ等の寝具はできるだけ防災品を使う。カーテンやじゅうたんにも防災品を使い、火災に強い住宅環境をつくりましょう。

つけましたか？ 住宅用火災警報器



すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して警報音や音声で知らせる機器で、火災の早期発見に大変有効です。また、設置がお済みでない方は速やかに設置しましょう。

どこに取り付けるの？

寝室（家族各々に寝室があれば、それぞれに必要）

寝室のある階の階段（1階

は除く） 台所の設置は任意です。

天井に取り付ける場合、住宅用火災警報器の中心が壁面から60cm以上離れるように設置してください。

壁に取り付ける場合は、天井の下方15～50cmに住宅用火災警報器の中心がくるように設置してください。

どこで購入できるの？



4,000円～10,000円程度でホームセンターや家電販売店、防災設備取扱店等で購入できます。購入の目安として、品質を保証する日本消防検定協会の鑑定マーク「NS」が付いている製品を選びましょう。



悪質な訪問販売に注意しましょう。消防署が住宅用火災警報器や消火器などを特定の業者に販売を依頼したり、直接販売したりすることはありません。

消防本部予防係 ☎ 722

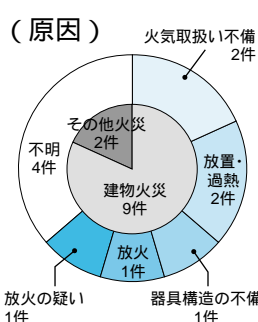
8111

平成22年 火災・救急出場件数



【火災件数】

火災件数は、11件です。前年と比較すると1件の増加です。



損害見積額

3,536万8千円

【救急件数】

救急件数は、1,377件です。前年と比較すると159件の増加となります。

（事故種別件数）

